

松本市生活応援クーポン

加盟店規約

松本市生活応援クーポン 取扱加盟店 募集要項

個人情報の取扱いに関する事項

松本市生活応援クーポン事務局

2026年2月20日

松本市生活応援クーポン加盟店規約

第1条（総則）

本規約は、松本市生活応援クーポン取扱加盟店（以下「取扱加盟店」という。）が、その店舗、施設等において松本市生活応援クーポンによる物品及びサービスの提供（以下「役務提供等」という。）に対する対価の受取を行う場合の、事務局と取扱加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という。）につき定めるものです。

第2条（定義）

本規約において利用する用語の定義は、次のとおりとします。

1 「事務局」

松本市から委託を受けた松本市生活応援クーポン事務局を指します。

2 「取扱加盟店」

本規約を承諾のうえ所定の申込書にて事務局が承認した個人、法人及び団体である登録事業者の店舗等を指します。

なお、取扱加盟店の参加資格、遵守事項、申込手順等は、別途設ける募集要項において定めるものとします。

3 「クーポン」

松本市が物価高騰対応家計支援として実施する松本市生活応援クーポン事業のために事務局が発行する、あらかじめ定める期間内で取扱加盟店において、利用可能な松本市生活応援クーポンを指します。

なお、クーポンには「電子クーポン」「紙クーポン」の二種類があります。

4 「利用者」

クーポンを取扱加盟店で利用する者を指します。

5 「クーポン取引」

利用者が取扱加盟店で役務提供等を受けた場合、その価額をクーポンで決済することを指します。

6 「クーポン精算」

取扱加盟店と事務局が、クーポン取引により生じた決済額を取扱加盟店と事務局との間で精算することを指します。

7 「二次元バーコード」

クーポン取引に際し、事務局が発行するQRコード等の番号、記号その他の符号であって、本規約に従って事務局が取扱加盟店に発行し、取扱加盟店を特定するための情報、その他取扱加盟店におけるクーポン取引に必要な情報を記録したものを指します。（「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

第3条（加盟店の義務）

1 取扱加盟店は、クーポンをクーポン取引以外の目的で、利用してはならないこととします。

また、従業員等、取扱加盟店の関係者が利用者として、当該取扱加盟店においてクーポン取引を行ってはならないこととします。

2 取扱加盟店の申し込みは、別途設ける募集要項に基づくものとし、登録後も同要項の記載内容を理解し、本契約の適正な履行に努めるものとします。

3 取扱加盟店は、電子クーポン取引を行う場合には、次の事項を利用者のスマートフォン等（以下「利用端末」という。）で必ず確認するものとします。

【電子クーポンの場合】

- ・クーポン支払金額
- ・クーポン取引日時
- ・当該クーポン取引にかかる取扱加盟店名が自らのものであること

また、紙クーポン取引の場合は、次の事項を必ず確認するものとします。

【紙クーポンの場合】

・紙クーポンが不正に作成されたもので無いか確認すること。

4 取扱加盟店は、停電、システム障害、通信障害、またはシステム保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、クーポン取引を行うことができない可能性があることを、あらかじめ承諾するものとします。

5 取扱加盟店は、利用者のクーポンを表示する利用端末の故障等により、二次元バーコードを読み取ることができない場合は、取扱加盟店毎に割り当てた数字でクーポン取引を実施するものとします。

6 取扱加盟店は、クーポン精算の結果に異議がある場合は、精算額受領後1週間以内に事務局に申し立てるものとします。

7 取扱加盟店は、「電子クーポン」「紙クーポン」二種類の取引・精算を行うものとします。

※「紙クーポン」の精算には、スマートフォン等のデバイスをインターネットに接続した状態で使用する必要があります。

やむを得ない事情により「紙クーポン」の取り扱いが出来ない場合は「電子クーポン」のみの取り扱いも可としますが、事前に事務局へ申し出ることとします。ただし、「紙クーポンのみ」の取扱いは認めません。

8 利用者の「電子クーポン」取引の支援に可能な範囲で応じるものとします。

9 利用された「紙クーポン」に関しては、第16条の有効期間まで保管するものとします。

10 利用者の不利益となるような、加盟店独自のルールを設けることはできないものとします。

なお、精算システムの都合など、やむを得ない事情がある場合は事前に事務局までご相談ください。

第4条（利用者への周知）

1 取扱加盟店は、クーポン取引が可能であることを示すため、次の各号を、利用者の見やすい場所に掲示するものとします。

- (1) ステッカー
- (2) ポスター
- (3) 二次元バーコード

2 取扱加盟店は、店舗以外の場所で前項による掲示を行う場合は、あらかじめ事務局の承諾を得るものとします。

3 取扱加盟店は、事務局から掲示の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに改善するものとします。

第5条（取引の取消による返金の禁止）

取扱加盟店は、利用者からクーポン取引の取消しについて申し出があった場合、いかなる事情であっても、取消しに応じて返金の対応をすることはできないものとします。ただし、クーポンによる返金のみ可能とします。

第6条（事務局による調査への協力）

不適切なクーポン取引の疑いがある事例が発生し、事務局がクーポンの利用状況等の調査協力を求めた場合は、取扱加盟店はこれに協力するものとします。

第7条（売上債権の譲渡）

クーポン取引に基づき取扱加盟店が事務局に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、事務局は当該債権を所定の手続きに従って処理するものとし、当該手続きに起因する遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第8条（精算）

クーポン精算は、事務局が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に到着した取引データに基づく価額を、取扱加盟店からの請求額とみなし、取扱加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。

第9条（不正事例の精算）

1 取扱加盟店が本規約に違反した場合、または、本規約に違反してクーポン取引を行った疑いがある場合は、事務局は調査が完了するまでクーポン精算額の支払いを保留することができるものとし、調査開始より20日経過または2026年7月14日までにその疑いが解

消しない場合には、クーポン精算を無効とすることができるものとします。

2 第6条の規定に基づき、取扱加盟店は事務局の調査に速やかに協力するものとします。事務局は、調査完了後、適正と認められた額の範囲内でクーポン精算に応じるものとします。なお、この場合には、事務局は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第10条（加盟店登録の取消し）

事務局は、取扱加盟店が本規約に違反した場合、または、本規約に違反してクーポン取引を行った疑いにより第6条の規定に基づく調査の対象になった場合、当該取扱加盟店に対して登録の取消し処分を必要に応じて課することができるものとします。

第11条（事務局の免責事項）

次に掲げる事項により、取扱加盟店に逸失利益、機会損失等による損害が生じたとしても、事務局は一切の責任を負わないものとします。

- ・本規約に反する行為が確認された場合
- ・事務局の指示に従わない場合
- ・第3条第4項に掲げるものの他、不可抗力によりクーポン取引を行うことができない場合

第12条（規約の変更）

本規約は随時変更する可能性があります。この場合、本契約は変更後の規約により履行するものとします。

第13条（業務委託）

本契約に基づく業務の一部を第三者に委託することがあります。

第14条（準拠法）

本規約に関しては、全て日本国の法令が適用されるものとします。

第15条（合意管轄裁判所）

取扱加盟店は本契約に関して、事業主体との間で紛争が生じた場合、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第16条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は2026年8月31日までとします。

附則

（施行期日）

- 1 この規約は、2026年2月20日から施行する。

（本事業に関するお問い合わせ）

松本市生活応援クーポン事務局（サポートセンター）

電話 026-217-1037（受付時間：平日 10:00～12:00 / 13:00～17:00）土日祝日休み

松本市生活応援クーポン 取扱加盟店 募集要項

事業の目的

松本市は、食料品等物価高騰の影響を受けている市民に対し安定的な日常生活の支援として、松本市物価高騰対応電子クーポン（以下「電子クーポン」という。）を発行する。

なお、クーポン発行は、電子クーポンによることを原則としつつ、その取得が困難な市民等に対しては、紙クーポンを発行する。

I 松本市生活応援クーポンについて

1 事業概要

- ①名 称 松本市生活応援クーポン（以下「クーポン」という。）
- ②発 行 者 松本市生活応援クーポン事務局（以下「事務局」という。）
- ③発 行 対 象 者 クーポン発行の対象となる者は、令和8年1月1日 現在、松本市に住民登録のある者（以下「利用者」という。）とする。
- ④クーポンの種類・仕様 電子クーポン・紙クーポンの2種類。
- (1)電子クーポン（6,000円分/1人）
スマートフォンを操作することにより登録事業者の店舗等(以下「加盟店」という。)において1円単位で利用可能なクーポン
- (2)紙クーポン（3,000円分×2枚/1人）
電子クーポンの取得が困難な利用者が、加盟店において、提示のうえ、原券を提出することにより利用可能な紙クーポン。購入額が3,000円に満たない場合の差額は0として扱う（「お釣り」は出ない）。
また、紙クーポンは取扱加盟店がスマートフォン等の端末を用いて QR を読み込むことで精算記録に反映される。
※電子クーポン・紙クーポンは、利用者がいずれか一方のみ利用可能な仕様
※クーポンには、全利用者毎に固有のシリアルコード等の情報を付す仕様
- ⑤配 布 方 法 住民票住所への郵送
- ⑥配 布 期 間 2026年3月中旬～下旬(予定)
※紙クーポンについては、5月中旬の配布（予定）
- ⑦利 用 期 間 2026年3月中旬～2026年6月30日(火)(予定)
- ⑧利 用 可 能 店 舗 II-3-(3)により取扱加盟店として登録した店舗
- ※各概要は状況により変更することがあります。

2 対象となる事業者

松本市内に店舗があり、一般消費者向けに事業を行っている全ての事業者。

但し、店舗を持たず松本市において移動販売等を行っている事業者については、松本市において事業を行っていることの証明（事業者登録等事業実態が分かることの証明）の提示があれば対象となる（下記、3 対象とならない事業者に示す者を除く。）。

3 対象とならない事業者

- ①クーポンによる決済ができない事業者
- ②会員制販売など、広く一般消費者が対象とならない事業者
- ③株券・保険などの金融商品のみを扱う事業者
- ④換金性の高い商品（商品券・ビール券・酒券・図書券・切手・ハガキ・印紙・プリペイドカード等）のみを扱う事業者

- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する 暴力団並びに同条第6号に規定する暴力団員及び松本市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第6条第1項に規定する暴力団関係者並びに警察当局から排除要請を受けた者
- ⑦特定の宗教・政治団体と関わる者
- ⑧業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ⑨上記のほか、松本市または事務局が適切でない判断した事業者

4 対象とならない取引等

- ①換金性の高い商品（商品券・ビール券・酒券・図書券・切手・ハガキ・印紙・プリペイドカード等）の購入または交換
- ②事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- ③土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く。）等の不動産に関わる支払い
- ④現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
ただし、料亭等、明らかに飲食の提供が主目的である店舗は、利用可能とする。
- ⑥特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑦その他、事業趣旨にそぐわないと松本市、事務局が判断したもの

5 注意事項

- ①使用期間を過ぎた紙クーポンは受け取らないでください。
- ②クーポン取引後の返品はできません。
- ③紙クーポンは額面額以下の利用の場合にあってもお釣りは出せません。
- ④商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造に対して、松本市および事務局は責任を負いません。
- ⑤やむを得ない事由により取扱加盟店で独自に商品券の利用対象外となる商品を定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。また、この場合における利用対象外商品は、本事業の趣旨に鑑み最小限となるよう努めてください。
- ⑥紙クーポン記載のQRコードは欠損・汚損等が著しい場合は使用ができません場合があります。
- ⑦利用対象外への使用等禁止行為が発覚した場合は、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分を行う場合があります。

II 取扱加盟店の募集概要

1 参加資格

I-2に記載のとおり。

2 取扱加盟店の遵守事項

次に掲げる事項について、遵守すること。

- ①「松本市生活応援クーポン加盟店規約」（以下「規約」という。）及び、事務局からの指示に従うこと。
- ② 取扱加盟店は、利用者（当該取扱加盟店の関係者を除く。）が提示したクーポンにより、物品の販売ならびに役務提供等を行うこととし、それ以外の用途でクーポンを利用してはならないものとする。
- ③ クーポン取引において、不足額が生じる場合は、現金等にて合算して精算すること。
- ④ 取扱加盟店であることを明示する為、ステッカー、二次元バーコード等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- ⑤ 精算額入金後1週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご承知おきください。
- ⑥ 不正利用の疑いがあるときは、利用を拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を事務局にも報告すること。
- ⑦ 取扱マニュアルに掲載するクーポン精算画面、精算方法については、クーポンを取り扱うすべての従業員等に周知すること。

⑧ 取扱加盟店は、「電子クーポン」「紙クーポン」二種類の取引・精算行うものとする。

※「紙クーポン」の精算には、スマートフォン等のデバイスをインターネットに接続した状態で使用する必要があります。

やむを得ない事情により「紙クーポン」の取り扱いが出来ない場合は「電子クーポン」のみの取り扱いも可とするが、事前に事務局へ申し出ること。ただし、「紙クーポンのみ」の取扱いは認めない。

⑨ 利用者の「電子クーポン」取引の支援に可能な範囲で応じることとする。

⑩ 利用された「紙クーポン」に関しては、本事業期間終了日まで保管するものとする。

⑪ 利用者の不利益となるような、加盟店独自のルールを設けることはできないものとします

なお、精算システムの都合など、やむを得ない事情がある場合は事前に事務局までご相談ください。

3 申込手順

(1) 申込方法（電子申請）

専用HP（取扱加盟店登録用サイト）：https://j-lppf3.jp/matsumoto_coupon/application/（2/20 公開予定）

※電子申請が難しい場合は、事務局へご相談ください。

※松本市子育て支援電子クーポン加盟店については、申請不要での参画が可能です。

(2) 申込期間

2026年2月20日(金)から2026年6月15日(月)まで

(3) 登録・承認

申込みのあった事業者については、承認審査の上、適正と判断された事業者を事務局にて取扱加盟店として登録します。ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

①申込み内容に虚偽・不備等があった場合

②事務局が取扱加盟店として不適当であると判断した場合

(4) その他留意事項

①取扱加盟店の情報は「クーポンの使えるお店」として、利用者向けのウェブサイトなどに掲載します。

②取扱加盟店向けの取扱マニュアル・ステッカー・二次元バーコード等を作成し、発送します。

申請後2週間以内を目安としますが申請状況によりお時間を頂いてしまう場合もあります。

③クーポンの取り扱い、精算の方法など詳細については、後日配布する取扱マニュアルを参照してください。

④規約、本要項に違反する行為が認められた場合、取扱加盟店の登録取消、精算金額の減額が生じる場合があります。なお、違反行為により損害が生じた場合は賠償金を請求する場合があります。

⑤規約、本要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、松本市及び事務局がその都度対応を決定します。

⑥本事業のためにデザインされた広報告知物の利用については事前に事務局の承認が必要となります。ただし、本事業のためにデザインされたロゴ等を専用HP「素材ダウンロード」からご利用いただく場合の事前承諾は不要です

⑦本要項は、松本市または事務局の方針により変更される可能性がある事をご承知おきください。

Ⅲ 精算について

1 精算方法

クーポン取引の手順とクーポン精算の方法については以下のとおりです。

【クーポン取引の手順】

(1) 電子クーポンの場合

①取扱加盟店において、事務局が発送した二次元バーコードを掲示してください。

②利用者がスマートフォンにて、二次元バーコードを読み取ります。

③利用者に決済金額の入力を促し、入力された決済金額を確認してください。

④利用者が決済ボタン（「支払う」ボタン）を押すことで、決済が完了します。

⑤決済完了画面を再度確認いただき、決済画面に表示されている店名・決済番号等を確認してください。必要に応じて、決済金額、番号を控えてください。なお、取扱加盟店の管理画面でもクーポンの決済履歴等を確認することができます。

(2) 紙クーポンの場合

①取扱加盟店において、以下の点を確認のうえ、紙クーポンを受け取ってください。

・紙クーポンが不正に作成されたもので無いか確認すること。

②取り扱い加盟店の管理画面から、紙クーポンの裏面に記載の QR コードを読み込んでください。なお、取扱加盟店の管理画面でもクーポンの決済履歴等を確認することができます。

【クーポン精算の方法】

①口座振り込みにより支払います。振込手数料は事務局にて負担します。

②以下に示す精算スケジュールにより、振込予定日までに支払います。

③精算額に異議がある場合は、支払日から1週間以内に申し出てください。1週間経過後の異議申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

2 精算スケジュール（予定）

※予定スケジュールのため、変更になる場合があります。

確定版スケジュールについては、専用 HP にてご確認ください。

電子クーポン利用期間			振込予定日
2026年3月19日	～	2026年3月31日	2026年4月16日(木)
2026年4月1日	～	2026年4月30日	2026年5月18日(月)
2026年5月1日	～	2026年5月31日	2026年6月16日(火)
2026年6月1日	～	2026年6月30日	2026年7月16日(木)

【本事業の問い合わせ先】

松本市生活応援クーポン事務局（サポートセンター）

電話 026-217-1037（受付時間：平日 10:00～12:00 / 13:00～17:00）土日祝日休み

個人情報の取扱いに関する事項

松本市生活応援クーポン事務局(以下「事務局」)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の他「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び株式会社JTB(本事業受託者)が定める「個人情報保護方針」に基づき、個人情報を以下のように取扱い、保護に努めます。

事務局が取得する個人情報と利用目的について

事務局が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用します。なお、利用目的の範囲に変更が生じた際は、事務局が直接取得をした場合はご本人に利用目的を通知または明示し同意をいただいたうえで、間接的に取得した場合は利用目的を公表したうえで利用します。

取扱加盟店から取得した松本市生活応援クーポンにおける個人情報の利用目的

- ①取扱加盟店への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理を履行するため
- ②取扱加盟店の登録業務のため
- ③取扱加盟店に対する情報提供のため
- ④必要物資の配送作業のため
- ⑤クーポンの管理、精算、それに付随する業務のため
- ⑥情報の集計、分析、調査等のため
- ⑦関係機関への報告等を行うため
- ⑧国や長野県、自治体が行う事業の円滑な運営及び施策の周知・広報のため

委託について

事務局が取扱う個人情報について、事務局が十分な個人情報の保護水準を満たしていると認める委託先に対し、利用目的の範囲内で個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合があります。この場合、委託先と個人情報を保護するために必要な契約を締結の上、当該委託先の業務について監督します。

第三者提供について

保有する個人情報を第三者等に提供する場合、ご本人の同意を得たうえで提供します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、ご本人の同意なく第三者に提供することがあります。

- ①法令に基づく場合又は人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ②公衆衛生の向上又は児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
- ④国や長野県、自治体が行う事業の円滑な運営及び、効果的な事業推進に資すると判断したとき

個人情報取扱事業者の名称、所在地及び個人情報保護管理者について

- ・名称：松本市生活応援クーポン事務局
- ・所在地：長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル1階
- ・個人情報保護管理者：板倉 吉孝
- ・連絡先：026-217-1037

個人情報の開示等に関する請求について

- ①事務局が保有する個人情報のご本人様は、当事務局に対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止(以下、「開示等」といいます)を求めることができます。ただし、ご請求の内容によっては開示等に応じられない場合がございます。その場合には、その理由を付して回答します。
- ②開示等に関する詳細は、以下の個人情報相談窓口へお問い合わせください。

個人情報相談受付窓口

事務局の保有する個人情報に関するお問い合わせ、苦情、開示等の請求は以下の相談窓口で承ります。

- ・住所：長野県長野市南千歳 1-12-7 新正和ビル 1 階
- ・電話：026-217-1037
- ・名称：松本市生活応援クーポン 事務局 個人情報相談窓口

個人情報の提供の任意性

事務局への個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合は、本事業（松本市生活応援クーポン）をご利用できません。あらかじめご了承ください。

個人情報の有事対応

万一、事務局の個人情報の流出等問題が発生した場合には、直ちに該当者にご連絡いたします。安全確保を図り、必要に応じて当事務局のシステムを一時停止するとともに、状況に応じてホームページ等で事実関係を公表します。